

## 「こども家庭ソーシャルワーカー」創設までの道程

## — 「並列」と「上乘せ」の折衷としての&lt;認定&gt;資格—

○ 名古屋市立大学 樋澤 吉彦 (3742)

[キーワード] こども家庭ソーシャルワーカー, ソーシャルワークの共通基盤, 国家資格制度

## 1. 研究目的

本報告は、ソーシャルワーク共通基盤及び専門職性／専門職制度の属性抽出とそれの検討の端緒として、既存の二つの国家資格（社会福祉士及び精神保健福祉士、以下、二資格を総称する際は既存資格）に加えて、第208回国会において2022年6月8日に全会一致で可決成立、同15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（2024年4月施行、改正法）で規定された「こども家庭ソーシャルワーカー」<認定>資格（新資格）創設に至るまでの「3つの検討会等」の報告書（一部、議事録）に検討対象を限定したうえで、新資格創設までの道程について整理検討を行うことを目的としている。

## 2. 研究の視点および方法

本報告で検討対象とする「3つの検討会等」は以下の通りである。

- ① 厚生労働省（厚労省）社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（社保審専門委員会）「こども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」（2020年9月10日～2021年1月26日、「20-21WG」、2021年2月2日に公表されたとりまとめは「20-21WGとりまとめ」）。
- ② 第27回以降の社保審専門委員会（2021年4月23日～2022年2月3日、「21-22 社保審専門委員会」、2022年2月10日に公表された報告書は「21-22 社保審専門委員会報告書」）。
- ③ 厚労省子ども家庭局「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」（2022年7月28日及び2023年3月6日、「認定資格検討会」）及び「認定資格検討会」ワーキンググループ（2022年8月31日～2023年2月8日、「22-23 資格WG」、2023年3月29日に公表されたとりまとめは「最終とりまとめ」）。

報告者の問題関心の基底には日本におけるソーシャルワーク専門職の「制度」としての専門職性（排他的職能）獲得の「始点」（由来）の探索、及びそれをふまえたうえでの活動「領域」の妥当性がある。これまで報告者は、特に精神保健福祉領域のソーシャルワーク専門職の国家資格である精神保健福祉士の職能団体（日本精神保健福祉士協会、以下、協会）による自らの身分に関する制度的根拠—すなわち、<国家>資格としての精神保健福祉士—は温存する姿勢を保持しつつ、他方でもう一つの同専門職資格である社会福祉士との境界があいまいになるほどの、種々の事案を契機にした領域拡大の様相とその是非について検討・報告を行ってきた（樋澤 2022a, 同 2022b）。樋澤（2022a）では「20-21WG」の議事録精査を通して、(i)新資格は「並列」（新資格推進）か「上乘せ」（既存資格活用）か、(ii)「共通基盤」議論と既存資格「統一化」議論との混在に起因する齟齬、(iii)既存資格「統一化」を既存資格の活用の正当化根拠（新資格創設の反対根拠）とすることに起因する齟齬、以上3点の齟齬を明示したうえで、新資格構想と既存資格の一つである精神保健福祉士（協会）の動向との「撞着」の諸相について報告した。本報告では「21-22 社保審専門委員会報告書」及び「最終とりまとめ」を検討対象に加えたうえで、前報で顕在化した「3つの齟齬」のうち特に(i)に焦点化して整理検討のうえ報告する。

## 3. 倫理的配慮

本報告は公開されている文献及び資料にもとづく研究であるため、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。また本報告に関連して開示すべき利益相反（COI）関係にある企業等はない。

## 4. 研究結果

「20-21WG とりまとめ」では新資格の位置づけに関して「資格の対象、建て付け」において「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」としての「並列」と、「既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程を修了した者に付与される資格」としての「上乘せ」の両論の併記がなされている。「並列」と「上乘せ」両論の併記はその意味合いが修正された形で「21-22 社保審専門委員会報告書」まで継続して記載されることとなる。また両論併記の前提にはむしろ本WGにおける「並列」と「上乘せ」との攻防がある。「21-22 社保審専門委員会報告書」でも新資格については「並列」と「上乘せ」について両論併記となっている。但し、改正法案に関する事項が主題となる事実上の本委員会初回（第27回、2021年4月23日）に厚労省から提案された新資格の建て付け案は「上乘せ」ではなく「並列」を基本としたものであった。また上述の通り「併記」されている「両論」の意味合いがじゃっかん異なっている。本委員会事実上の初回（第27回、2021年4月23日）資料では、「並列」は「大学で子ども家庭福祉に関する科目を修めて卒業した者のルート」（大学ルート）、「上乘せ」は上記以外の「養成施設で必要な知識・技能を修得した者のルート」（社会人ルート）としての建て付け図が提示されている。つまり本委員会当初は「並列」を基本としてはいるものの、本委員会初回時の段階では、「並列」は大学等の養成校に限定した案としてのみ提案されている。「上乘せ」は既存資格取得者に加えて一般大学出身者、及び子ども家庭福祉分野の相当年の実務経験のある者が、児童等に関する科目を「養成施設（短期・一般）」で「上乘せ」取得するという建て付けになっている。更には上述の本委員会初回以降の議論の後、特に第36回会議（2021年11月5日）で「上乘せ」を基本とした「認定資格」としての「骨格（案）」が明示されて以降、「上乘せ」且つ国家資格ではない＜認定＞資格としての案のみをたたき台とする方向に方針転換されている。この段階では（本委員会修正された）「並列」はもはや検討の埒外となっている。当該会議以降、論点は「並列」から「上乘せ」に修正された「福祉系大学ルート」を残すか否かということに焦点化されることになる。本委員会事実上の最終会議（第41回、2022年2月3日）における厚労省提案資料では、ジェネリック（な資格）、あるいは共通科目（共通基盤）は何であるかの議論ではなく、既存資格をジェネリックな資格とすることを初期値としたうえで「福祉系大学ルート」を改正法施行時より実施するか否かという、「20-21WG」における両論とは意味合いの全く異なる、「上乘せ」案のみの「両論」の「併記」となる。

## 5. 考察

「最終とりまとめ」で提案された取得対象者は「21-22 社保審専門委員会報告書」での提案の通り「福祉系大学ルート」が削除され、「相談援助有資格者ルート」に加えて「現任者ルート」に限定した建て付けとなった。改正法に基づき開催された「認定資格検討会」及び「22-23 資格WG」は、「20-21WG」における「上乘せ」と「並列」との「両論」の攻防、そして「21-22 社保審専門委員会」における「両論」の意味合いが修正された「上乘せ」案を具体化する場となった。「最終とりまとめ」は、いふなれば二者の攻防の折衷であり、そのことが特に顕著な点が①資格取得に至るルート設定のあり方、②実務経験の範囲、そして③新資格取得者に求められる専門性の3点である。①については「上乘せ」の＜認定＞資格であるものの特に時間数の量の点において「精神保健福祉士」と同程度の、独立した資格と「遜色のない」建て付けを志向している。②は「場」と「業務」とに大別されて明示されているが、特に「業務」については「子ども又は家庭」を対象とした「子ども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助業務」という子ども家庭福祉に特化した相談援助を含む相談援助業務という表現を用いて説明されており、「並列」と「上乘せ」両論を折衷させている。③については「並列」の主張するスペシフィックな「子ども家庭福祉に関する知識・技術を用いた相談援助業務」の専門性を重視しつつもその土台にはあくまで既存資格を置いたものとなっている。

樋澤吉彦（2022a）『子ども家庭福祉ソーシャルワーカー』資格化構想と『分立』資格を前提として職域拡大する精神保健福祉士との撞着の諸相 日本社会福祉学会第70回秋季大会 口頭発表。  
 ——（2022b）『ソーシャルワーク専門職資格統一化のゆくえ —相模原事件と「日本精神保健福祉士協会」の動向—』生活書院。

\*本報告は令和6年度（2024年度）名古屋市立大学特別研究奨励費の助成を受けている。